

第89号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島
根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下
「中心市街地活性化法」という。）」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第5項中「、第5条第1号若しくは第6条第1号」を「若しくは第5条第
1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。